

中小企業の振興に関する条例について

商工労働部 産業政策課

中小企業の振興に関する条例を制定するため、長野県中小企業振興審議会における審議に加え、広く県民や関係団体・企業等から御意見をお聴きしながら作業を進めます。（平成 26 年 2 月県議会に議案を上程予定）

目的・内容

- 中小企業の振興に関する基本的な考え方を規定し、県の姿勢を明確にする。（基本条例）
- 中小企業の重要性を再認識し、その自助努力を促し、経営革新や創業等を促進し、その振興を図る。
- 目的や基本理念のほか、関係者（県、中小企業者、県民、その他）の役割や県の施策の基本方針を規定。

背景

- 中小企業を支援する機運の盛り上がり
- 「中小企業憲章」の閣議決定（H22.6）
- 26 道府県が類似の条例を制定（H25.3 月末現在）

スケジュール（予定）

年月	検討事項	中小企業振興審議会	意見募集
H25.5 月	条例骨子の検討		
6 月		6/18 全体会	6/28～ パブリックコメント①
7 月			地域別意見聴取会 経済団体意見交換会①
8 月	条文の検討		
9 月		条例検討部会①	
10 月		条例検討部会②	
11 月			パブリックコメント② 経済団体意見交換会②
12 月		全体会（1 回）	
H26.1 月			
2 月	2 月県議会に議案提出		